

第8回 大規模な災害等緊急事態への県議会の対応に関する検討会 事項書

日時：平成31年1月17日（木）

議会経費削減に関する検討

プロジェクト会議終了後

場所：601 特別委員会室

- 1 有識者意見、各会派意見を踏まえての課題について

- 2 これまでの議論を踏まえて確認すべき事項について

- 3 議案審議の方法等について（議案審議の簡素化、専決処分）

- 4 その他

【資料】

- 資料1 有識者意見、各会派意見を踏まえての課題
- 資料2-1 これまでの議論を踏まえて検討すべき事項
- 資料2-2 三重県議会災害対策会議（仮称）の位置付けについて
- 資料3-1 緊急事態発生時の対応にかかる議案審議の簡素化について（案）
- 資料3-2 大規模災害等における知事の専決処分の検討について
- 資料3-3 地方自治法第180条の専決処分（他道府県の状況：予算・契約分抜粋）
- 資料4 大規模災害に対する他県議会の対応事例



有識者意見・各党派意見を踏まえての課題

1 応急対策期には監視・評価は不要

【要旨】 応急対策期と復旧・復興期に分けて、復旧復興時にこの監視・評価、あるいは提案というものが必要ではないか。応急対策時は、県と本当に心をひとつにして、県民の命を守っていくという方向性がいいのではないか。(鍵屋教授)

【現行】 <<指針1 目的 ②>>

今般、三重県議会基本条例第7条の2として、「大規模な災害その他の緊急事態の発生に際し、議事機関として迅速かつ的確な対応を行うほか、状況の把握その他の調査活動を行うなど、議会の役割を踏まえた必要な対応を行うものとする。」の規定に基づき、県議会が県民の代表者からなる議事機関として、県の意思の決定や県政の監視・評価、国等に対する意見の表明などの役割を、危機発生時においても、しっかりと担っていくためには、大規模災害発生時等の県議会の対応等についてあらかじめ定めておくことが極めて重要であることから、この指針を策定する。

【改正案】 現行どおりでよいのではないか。

2 県民の生命を守ることを第一とすることを強調する

【要旨】 津波災害は財産はあきらめない。財産を守るために家に残って命を失うこともあるんです。やっぱり県民の生命を守る。(鍵屋教授)

【現行】 <<指針3 議会の役割・機能 ①>>

県民の生命・財産を守ることを第一に考え、「いつでもすぐに活動できる態勢づくり」として導入した通年議会による機動的な議会運営により、緊急事態発生時においても、議事・議決機関としての責務を果たす。その際、迅速な復旧・復興を図るため、速やかな議事運営に努める。

<<指針3 議会の役割・機能 ②>>

災害等が発生した場合、被災情報の収集を行うとともに、県民の生命・財産が適切に守られるよう必要な対応を検討する。

【改正案】 県民の生命・財産を守ることを第一に考え、「いつでもすぐに活動できる態勢づくり」として導入した通年議会による機動的な議会運営により、緊急事態発生時においても、議事・議決機関としての責務を果たす。その際、応急対策期には迅速な復旧・復興を図るため、速やかな議事運営に努めるとともに、復旧・復興期においては提案型の議論により県政の監視・評価に努める。

災害等が発生した場合、被災情報の収集を行うとともに、県民の生命・財産が適切に守られるよう必要な対応を検討する。

3 復興期における審議の方向性として提案型とするよう明記する

【要旨】多分審議で批判は無意味。提案されることによってそれは無理、こういう理由でダメなんだなというのがはっきりわかったりする。審議の方向性として、行政批判は最後。応急期はむしろ、提案をされたらいいのではないかというふうに思います。
(鍵屋教授)

【現行】《指針3 議会の役割・機能 ①》

県民の生命・財産を守ることを第一に考え、「いつでもすぐに活動できる態勢づくり」として導入した通年議会による機動的な議会運営により、緊急事態発生時においても、議事・議決機関としての責務を果たす。その際、迅速な復旧・復興を図るため、速やかな議事運営に努める。

【改正案】県民の生命を守ることを第一に考え、「いつでもすぐに活動できる態勢づくり」として導入した通年議会による機動的な議会運営により、緊急事態発生時においても、議事・議決機関としての責務を果たす。その際、応急対策期には迅速な復旧・復興を図るため、速やかな議事運営に努めるとともに、復旧・復興期においては提案型の議論により県政の監視・評価に努める。

4 議長のオブザーバー参加の要請

【要旨】議会と執行機関を厳密に分けすぎると協力体制ができにくいので、局長はメンバーに入れた方がいいと思います。その時に議会としてはこうと、ちょっと意見をその場で言えることもありますので、災害時は実力のある人は密にいた方がいいと思います。(鍵屋教授)

【現行】《指針3 議会の役割・機能 ③》

必要に応じ、議員及び事務局職員の県災害対策本部へのオブザーバー参加を要請する。

【改正案】現行どおりで良いのではないか。

5 県・市町・国その他関係機関との関係を事前に明らかにする

【要旨】県はあんまり議会で拘束しない方がいいと思います。応急対策期はサイレントタイムで行けばいいのではないかと思います。市町は支援方法を考えないといけないのではないか。支援の方針は大事だと思います。国その他には逆に要望をいかに上手に伝えていくのか。(鍵屋教授)

【現行】《指針3 議会の役割・機能 ④》

広域的地方公共団体の議会として、市町の被災状況や要望事項等の把握に努め、必要に応じ、県執行部に対する要請を行うなど、市町の災害対応への支援に努める。

《指針3 議会の役割・機能 ⑤》

国会及び関係行政庁への意見書に基づく要請等、被災地の復旧や生活再建等に向

けた国・関係機関等への要望提案活動を積極的に行い、議会としての提言・提案機能を有効に発揮する。

【改正案】現行どおりでよいのではないか。

6 視察の積極的な受け入れを議員の活動として記述する

【要旨】「国会議員、他県、他都市の議員の視察対応については積極的に受け入れる」旨の内容を指針やマニュアルに明記した方が良いのでは。(鍵屋教授)

議員の現地視察を地元議員の役割とする。(藤根副座長)

【現行】《指針4 議員の役割・機能 ⑤》

被害を受けた地域の選出議員は、被災地の調査等に当たり地域と議会の調整及び市町の支援に努める。

【改正案】国・関係機関等の視察対応については積極的にかかわっていく。その際、被害を受けた地域の選出議員は、被災地の調査等に当たり地域と県議会の調整及び市町の支援に努める。

7 災害対策会議に出席できない議員への対応

【要旨】災害対策会議に出席されるメンバーの方が登庁できなくなる場合の対策を考えてもらえたらいいのではないか。(公明党)

【現行】《指針4 議員の役割・機能 ⑥》

議会としての活動がある場合には、原則として、これを優先する。ただし、被災地域等においてやむを得ない状況がある場合はこの限りではない。

【改正案】現行どおりで良いのではないか。

8 代表者会議の招集日の再考

【要旨】5日間動かないというのは非常に賢明な、大人の判断と思ったんですね。議会として集まってしまうと何かしようということになり、執行機関にまったく負担をかけずに何かしようというふうには多分行かないんだろうなと思います。(鍵屋教授)

【現行】《指針5 議会の災害組織 ②》

(招集時期) 発災から72時間経過後最初に到来する午後1時

【改正案】(招集時期) 発災から72時間経過後最初に到来する午後1時

※ただし、災害状況によっては、議長の判断により変更することができる。

9 「緊急時」を具体的に例示する

【要旨】「緊急を要する場合を除き」というのですが、例示があった方がいいかなと思います。例示を入れないとどれが緊急かってちょっとわからない可能性があります。自分にとっては緊急だという人もいるかもしれませんので。(鍵屋教授)

【現行】《指針7 情報共有 ② その他の議員 ・ 3》

議員で共有すべき情報や執行部に伝達すべき情報については、「情報伝達票」等により、事務局に連絡する(緊急を要する場合を除き、執行部への情報伝達は議長を経由するものとする)。

【改正案】議員で共有すべき情報や執行部に伝達すべき情報については、「情報伝達票」等により、事務局に連絡する(人命に関わる緊急の~~を要する~~場合を除き、執行部への情報伝達は議長を経由するものとする)。

10 安否確認、情報共有等にLINEを活用する

【要旨】議員さん本人がもし使えなくてもお子さんとか家族が使えると思うので、そういう形で。LINEでいいのは記録が全部残りますから、前にこういう連絡したとか、資料も添付できますので、一番間違いない。(鍵屋教授)

【現行】《指針8 災害対策本部⇒議員》

「安否報告書」で報告のあった連絡可能な方法(メール、FAX、電話等)により、議長の下、事務局から情報伝達する。

《指針9 議員⇒災害対策本部》

「情報伝達票」により、事務局へ連絡し、緊急を要する場合を除き、議長を経由して執行部へ情報伝達する。

【改正案】直ちにLINEに移行することは困難なため、よりの確な伝達手段についてさらなるマニュアルの検討を行うよう申し伝える。

11 発災時の議員の行動

【要旨】帰る途中の議員さんが巻き込まれたとか、渋滞もあるので、まず情報収集して、安全に帰れるということを確認してから退庁するという方針がいいと思います。(鍵屋教授)

【現行】《マニュアル2 状況別対応マニュアル(1) 本会議等開催中》

その他の議員は、できる限り速やかに退庁し、自宅等で待機する。

登庁していない議員は、外出中の場合は速やかに自宅等に戻り待機する。

【改正案】今後のマニュアル改定時に検討を行うよう申し伝える。

○これまでの議論を踏まえて検討すべき事項

1 三重県議会災害対策会議（仮称）の位置付け

2 緊急通行車両標章の追加申請

3 備蓄用非常食



○三重県議会災害対策会議（仮称）の位置付けについて

（課題）

県災害対策本部等との対外的なやりとりが必要となることに加え、登庁に係る費用弁償や公務災害補償の対象とすることなど議会内での整理のため、会議の位置付けが必要と考えられる。

三重県議会会議規則《抜粋》

（協議又は調整を行うための場）

第103条 法第100条第12項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

2 前項に定めるもののほか、協議等の場を臨時的に設ける必要があるときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長が設けることができる。

3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者その他必要な事項を明らかにしなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

（対応案）

① 第1項の規定により、三重県議会災害対策会議を会議規則別表に規定する。

⇒会議規則の改正及び規程の作成が必要

※現在の別表対象の会議は、代表者会議、全員協議会、議案聴取会、委員長会議、広聴広報会議、各派世話人会の6つ。

② 第2項の規定により、議決又は議長により災害組織を設置する。

⇒その都度、議決又は議長による会議設置が必要

※他県議会では、臨時（緊急）の協議・調整の場の事例がある。

岩手県議会では、臨時に議長において「災害対策本部」を設置する想定。

ただし、議長による緊急設置は、正副議長ともに欠けた時にはできない。

③ 代表者会議の名称のままとし、代表者会議規程の中に、（所掌事項）として災害対応を明記するとともに、（構成）として「議長が必要と認める議員の出席を求めることができる」とする規定を追加する等の整理で対応する。

※静岡県議会では、全員協議会（協議・調整の場）に、災害等の特定事項に関する協議又は調整と明記

※①③とした場合には、正副議長ともに事故がある又は欠けた時の職務代理規定を書き込む必要がある。



緊急事態発生時の対応にかかる議案審議の簡素化について（案）

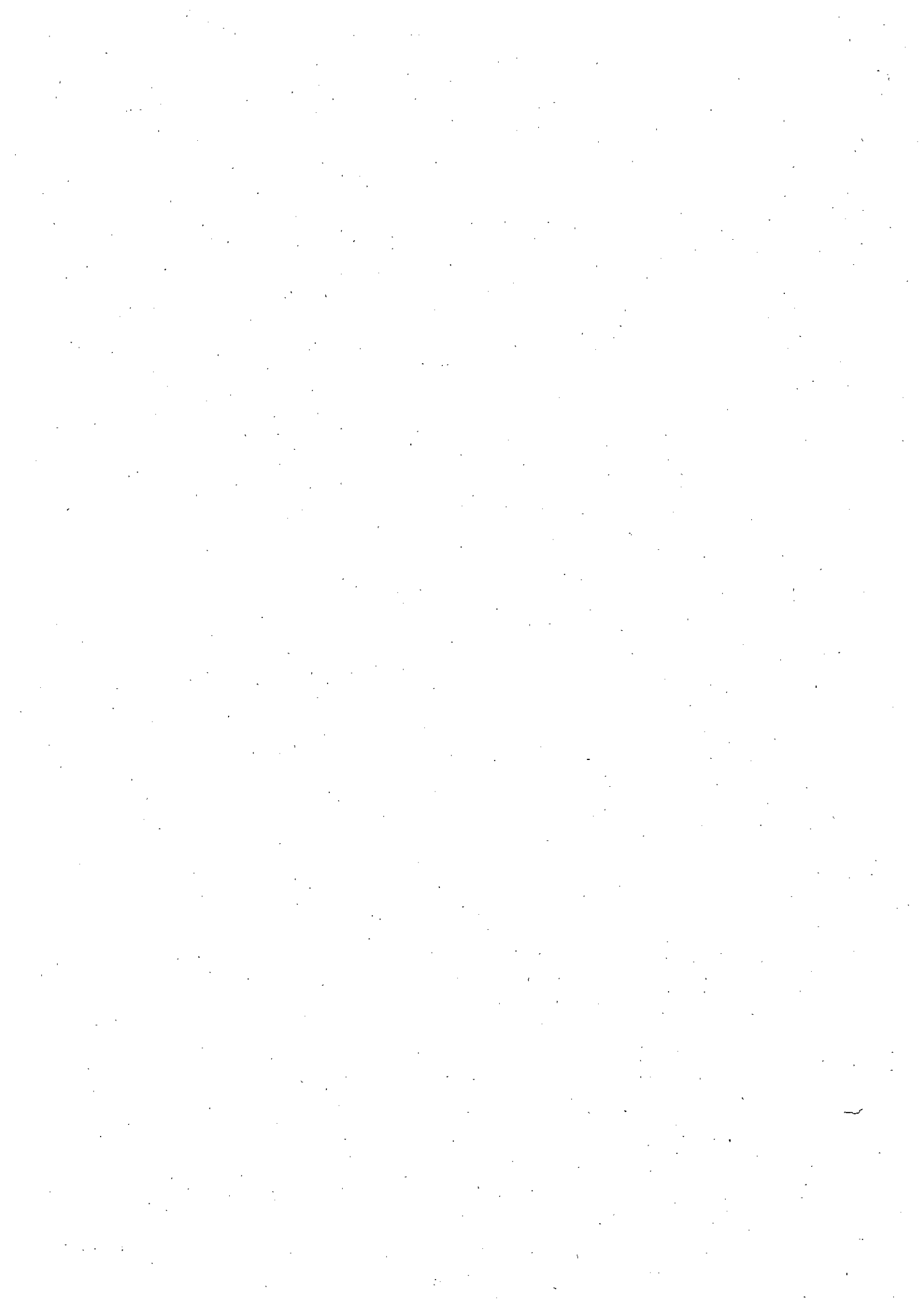
検討事項 1 緊急事態発生時の議案審議方法の適用について

【適用要件をあらかじめ申合せ等で決めておく場合】

案	追加要件（例）
<p>第1-1案 （対象とする議案）</p> <p>① 既決災害予算で災害復旧工事が部分的にしか対応できない場合で、緊急対応のため審議日数を短縮する必要がある予算及び予算関連議案</p> <p>② 緊急対応のため審議日数を短縮する必要がある上記以外の議案（契約など）</p> <p>（適用可否の判断）</p> <p>・①②であることを議会運営委員会が確認・決定する。</p>	<p>・原則として、発災後〇か月以内に提出される議案に限る。</p>
<p>第1-2案 （対象とする議案）</p> <p>上記①②に同じ</p> <p>（適用可否の判断）</p> <p>・①②であることを三重県議会災害対策会議（仮称）（未設置の場合は代表者会議）において確認・決定する。</p>	

【適用要件をあらかじめ決めておかない場合】

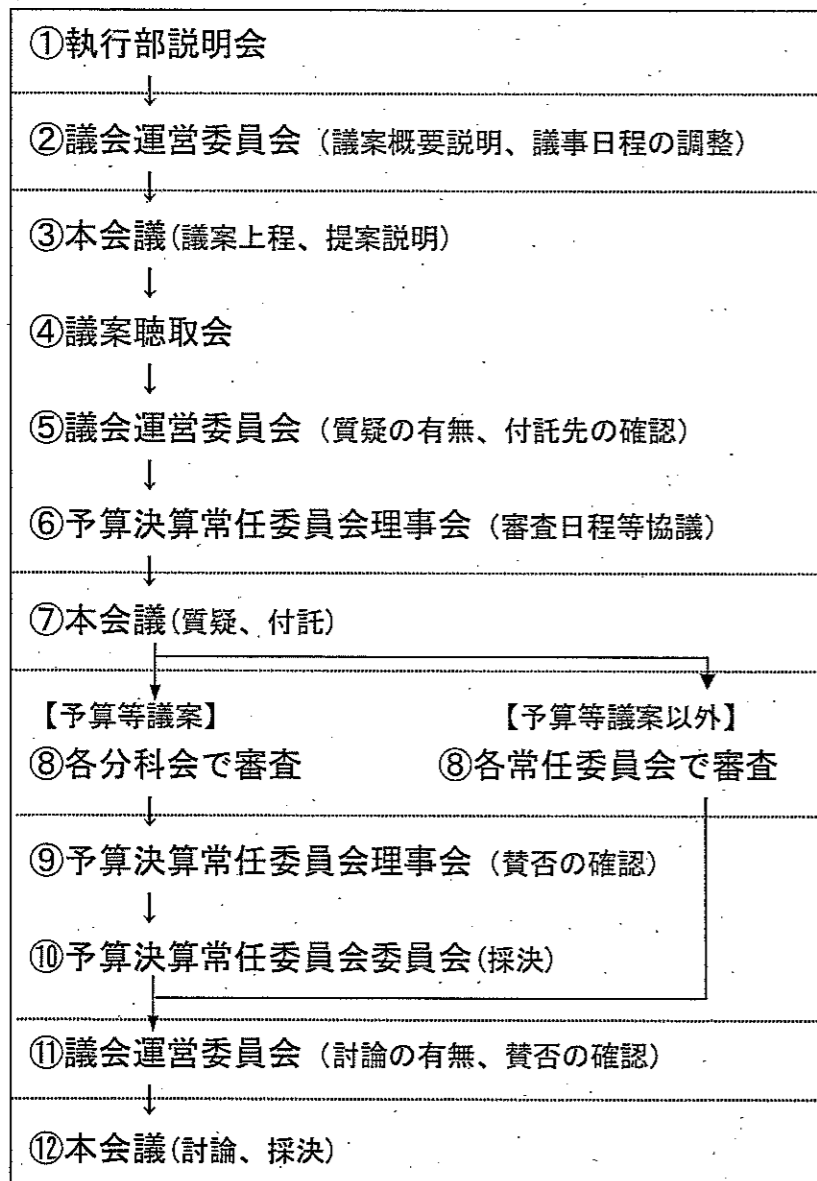
案
<p>第2-1案 議会運営委員会において、その都度、協議して決定する。</p>
<p>第2-2案 三重県議会災害対策会議（仮称）（未設置の場合は代表者会議）において、その都度、協議して決定する。</p>



検討事項2 緊急事態発生時の議案審議方法について

【通常時】

審議日数 8日程度（3月会議を除く）

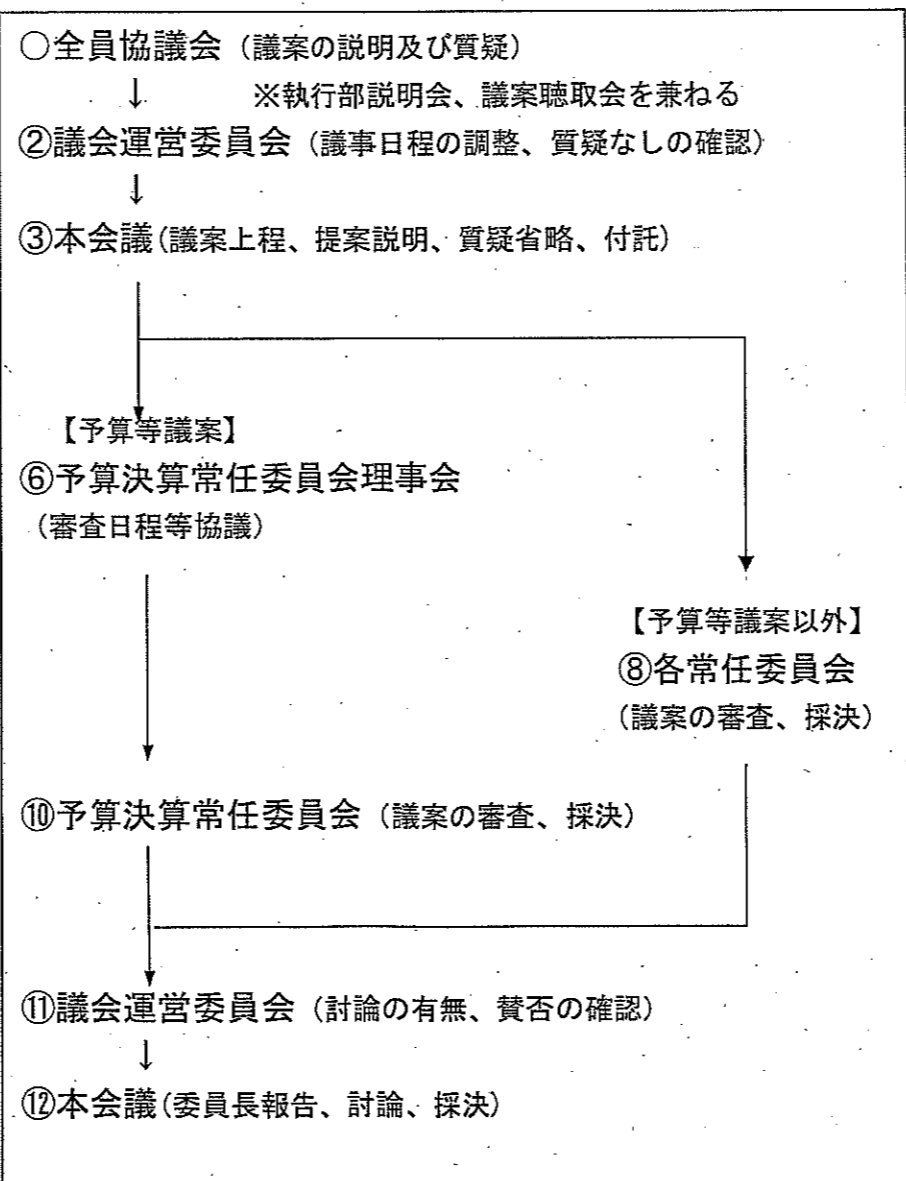


【緊急事態発生時】

A案 委員会審査を中心に審議

(通常時との相違点)
 1. 執行部説明会、議案聴取会を省略
 2. 本会議での質疑を省略（議会運営委員会において質疑なしの確認要）
 3. 予算決算常任委員会については、分科会を省略
 (特徴)
 本会議での質疑を行わない(省略する)ことを前提に、予算等議案については、予算決算常任委員会本委員会を中心に据えて審査を行い、予算等議案以外については、本会議の審議前の全員協議会の協議結果を所管の常任委員会が引き継ぎ、審査を行う。

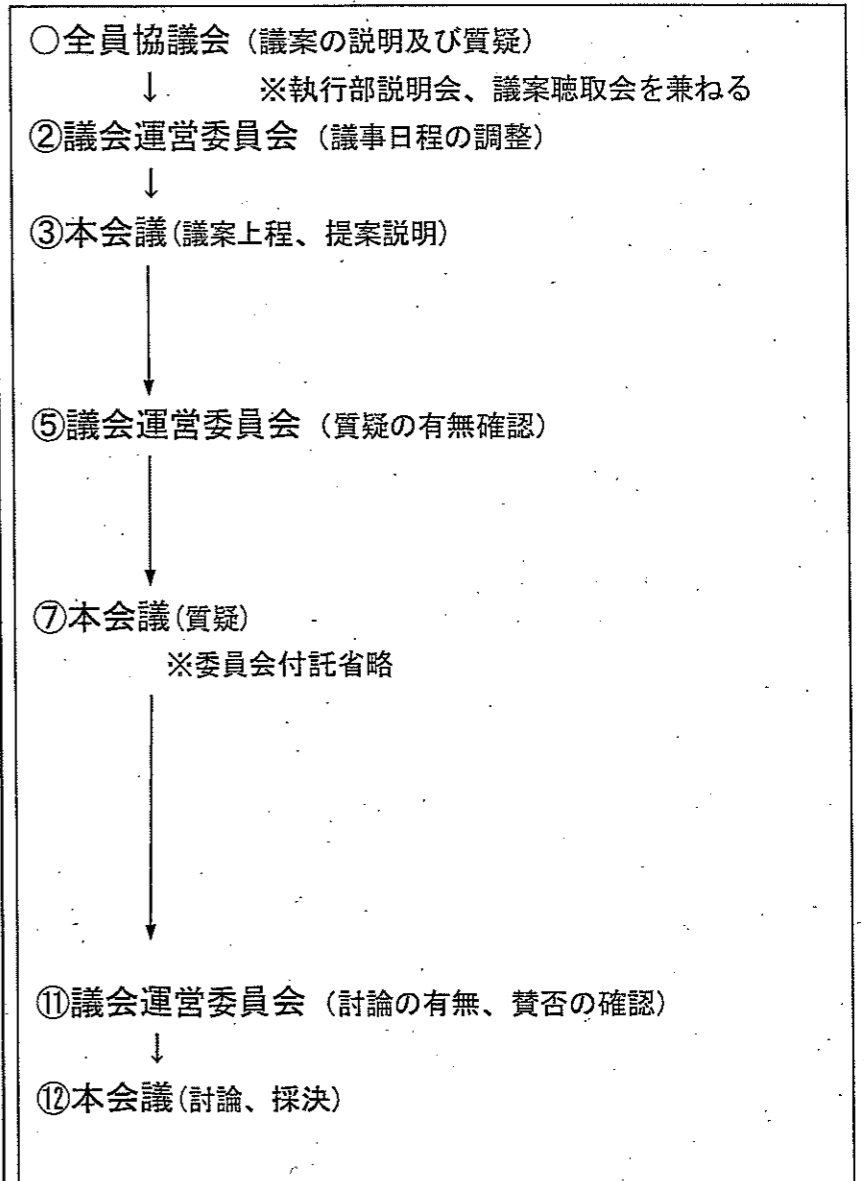
審議日数 1日



B案 委員会付託を省略

(通常時との相違点)
 1. 執行部説明会及び議案聴取会を省略
 2. 委員会付託を省略
 (特徴)
 委員会付託を省略することを前提に、本会議の審議の前の早い段階で議案聴取会等を兼ねた全員協議会を開催し、議案の内容の把握や整理等を行い、本会議での質疑につなげる。

審議日数 1日



大規模災害等における知事の専決処分の検討について

1 現状での課題認識

- ・南海トラフ巨大地震等の大規模災害等が発災した場合、執行部においては迅速な復旧・復興のため、既存の災害関係予算を使い短時間で膨大な数の復旧・復興工事を実施する必要が生じることが想定される。
- ・このような場合であっても、地方自治法及び条例の規定により、予定価格5億円以上の工事又は製造の請負については議会の議決が必要となる。
- ・県外調査を行った東日本大震災の被災県では、膨大な数の復旧・復興工事にあたっては、簡易的な設計に基づく工事発注・工事契約により、まずは迅速な復旧・復興工事に取りかかり、後日その工事の実態に合わせた変更契約を多数行うこととなった。
- ・宮城県議会においては、「議会の議決を経て締結する東日本大震災に係る災害復旧事業又は復興事業の工事の請負契約については、契約金額の2割以内の変更を行うこと。」を専決処分できるとしている。(福島県議会も同様の規定有)
- ・本県においても大規模災害等に備え、迅速な復旧・復興工事を実施するため、一定の条件下において、知事が専決処分を行うことができるものとして定めることについて検討する。

2 地方自治法における専決処分の規定とその適用の可否

(1) 議会の委任による専決処分(地方自治法第180条)

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

議会の権限の属する軽易な事項については、法第180条により、議会の議決により特に指定したものについては、知事において専決処分できるとされている。

本県の「知事が専決処分することができるものに指定するについて」は以下の通り

- ①行政の位置または管轄区域を定める条例の改正
- ②自動車事故による損害賠償
- ③県営住宅に係る訴えの提起、調停及び和解
- ④県管理道路における県の管理瑕疵による損害賠償
- ⑤支払督促に係る訴えの提起及び和解

※「軽易」の認定は議会が行うが、客観的に軽易でなければならぬとされている。(逐条解説)

(2) 地方自治法第 179 条による専決処分

上記の法第 180 条に基づき指定したもの以外で、知事が専決処分を行うことができる場合は、地方自治法第 179 条により、下記のいずれかの場合とされている。

- ①議会が成立しないとき
- ②定足数に満たず、会議を開くことができないとき
- ③知事において議会の議決に付すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかなきとき
- ④議会において議決すべき事件を議決しないとき

⇒①は、在職している議員が議員定数の半数以上いない場合、議会は活動能力を有せず、議会が成立しないときが該当する。(逐条解説)

②は、法 117 条による除斥のため半数に達しないとき、同一事件について再度招集してもなお半数に達しないとき、招集に応じても出席議員が定足数を欠き、議長が催告してもなお半数に達しないときが該当する。(逐条解説)

③は、「会期等のさらなる見直し」において、専決処分については、三重県議会議会改革諮問会議から『「通年制」を採用した場合、現行の長（知事）の専決処分の要件のうち、もっとも適用事例の多い「特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことがあきらかであるとき」という要件は適用されなくなる』との答申（平成 23 年 1 月）を受けている。

④は、議会が提案された議案を審議したいが、天災等により本会議、委員会を開くことが困難となっている場合等で、議決に至らない状態であるとされる。(逐条解説)

新たな専決規定の設置に関する正副座長（案）※次のいずれか

- 1 案 指針に規定する「対象とする災害等」が発生した場合において、議会の議決を経て締結した当該災害等に係る災害復旧事業又は復興事業の工事の請負契約について、契約金額の 2 割以内の変更を行うこと。
- 2 案 指針に規定する「対象とする災害等」が発生した場合において、緊急対応として議案審議の簡素化により議会の議決を経て締結した当該災害等に係る災害復旧事業又は復興事業の工事の請負契約について、契約金額の 2 割以内の変更を行うこと。
- 3 案 指針に規定する「対象とする災害等」が発生した場合において、議会の議決を経て締結した当該災害等に係る災害復旧事業又は復興事業の工事の請負契約について、契約金額の 2 割以内の変更を発災後〇〇以内に行うこと。

都道府県	指 定 事 件
北海道	4 議会の議決を経た工事の請負契約について、当該議決に係る契約金額をその1割を超えない範囲内で変更すること。
宮城県	1 議会の議決を経て締結する工事又は製造の請負契約について、契約金額の1割以内で、かつ5,000万円以内の変更を行うこと。ただし、議会の議決を経て締結する東日本大震災に係る災害復旧事業又は復興事業の工事の請負契約については、契約金額の2割以内の変更を行うこと。
福島県	5 議会の議決を経て締結した工事又は製造の請負契約について、契約金額をその100分の5以内(ただし、その変更額又は変更額の累計が5000万円をこえる場合を除く。)において増額し、又は減額すること及び工期又は納期を1月以内において延長すること。ただし、議会の議決を経て締結した東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)に係る災害復旧事業又は復興事業の工事の請負契約については、契約金額をその100分の20以内において増額し、又は減額すること及び工期を6月以内(ただし、当該年度内の延長に限る。)において延長すること。
千葉県	1 全額寄付金を財源とする歳入歳出予算の追加更生をなすこと。 2 その経費の2分の1以上の財源を国庫支出金に求める経費にして軽易と認められるものの歳入歳出予算の追加更生をなすこと。 3 一廉の金額20万円以下の経費を要する歳入歳出予算の追加更生をなすこと。
茨城県	1 1件の金額が50万円以下の歳入歳出予算の補正をすること。 13 議決を経た工事の請負契約について、請負金額を1,000万円以内において変更すること。ただし、議決の趣旨に反する変更を除く。
栃木県	3 議会の議決を経た工事又は製造の請負契約について、当該議決に係る契約金額を3,000万円を超えない範囲内において変更すること。 6 国庫支出金の決定により緊急に施行することを要する栃木県予算(歳入歳出予算)の補正(国会議員の選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行に要する経費に係るものに限る。)をすること。
埼玉県	1 次に掲げる事項に関する補正予算を定めること。 (1)法令により当然補正を必要とする歳入歳出予算で軽易なもの (2)全額が特定財源に係る歳入歳出予算で軽易なもの 3 工事又は製造の請負計画について、当初契約金額をその100分の5以内(ただし、その変更額又は変更額の累計が2,500万円をこえる場合を除く。)において増額し、又は減額すること及び工期又は納期を1月以内において延長すること。
群馬県	1 1件の事業に係る経費の財源のうち全額国庫支出金その他の特定財源を財源とするもの又は一般財源が30万円以下である一般会計に属する歳入歳出予算の補正 9 議決した工事に係る契約金額または面積等の10分の1以内の変更。ただし、議決の趣旨に反する変更を除く。
山梨県	5 議会の議決を経た工事の請負契約について、当該議決に係る契約金額をその1割を超えない範囲内で変更する契約を締結すること。ただし、当該議決の趣旨に反する変更を除く。
長野県	1 その経費の財源を国庫支出金及び寄付金に求める予算を補正すること。 2 その経費の財源を2分の1以上国庫支出金に求めるもので軽易と認められるものの予算を補正すること。 3 特に急施を要し、かつ、1件の金額100万円以下である場合において予算を補正すること。
愛知県	3 議会の議決のあった工事又は製造の請負契約を設計変更に伴い変更すること。ただし、6,000万円を超える変更については、この限りでない。
静岡県	1 全額国庫支出金を財源とする経費の歳入歳出の補正を行うこと。

都道府県	指 定 事 件
石川県	3 議会の議決を経て締結した工事又は製造の請負契約について、当該議決に係る契約金額3,000万円を超えない範囲において変更すること。
福井県	2 「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例」に基づいて議会の議決を経た工事または製造の請負契約ならびに財産の取得または処分をその議決の趣旨に反しない範囲において変更すること(変更による増加額が1,000万円を超える場合を除く)
大阪府	6 法第96条第1項の規程により議決を経た工事又は製造の請負契約について、当該契約に係る契約金額を変更する契約(以下「変更契約」という。)であって、変更前の契約金額と変更後の契約金額との差(以下「差額」という。)が5千万円を超えないものの締結(締結しようとする変更契約の差額と法第180条第1項の規定により既に専決処分をした変更契約であって同条第2項の規程による報告がなされていないものの差額の合計額が5千万円を超える場合を除く。)
滋賀県	2 地方自治法第96条第1項第5号及び滋賀県議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例の規程に基づき議決を経た契約の変更。ただし、契約金額の100分の10に相当する金額または5,000万円のいずれか少ない金額を超える金額に相当する契約金額の変更は除く。
広島県	7 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を得た契約について、2,500万円以内の請負金額を変更する契約を締結すること。
鳥取県	5 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を得た契約を変更する場合において、当該変更による契約金額の変更額が2,500万円をこえない範囲で又は工期について当該年度をこえない範囲で変更すること。 6 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を得た不動産又は動産の買入れ又は売払いの金額又は面積(土地の買入れ又は売払いの場合に限る。)の変更をする場合において、それぞれ350万円又は1,000平方メートルをこえない範囲で変更すること。
島根県	1 緊急を要するもので一般財源の負担額が1件30万円をこえない範囲において予算の補正をすること。 3 議会の議決を得た契約を変更する場合、変更額が2,500万円をこえない範囲で変更すること。
山口県	4 議会の議決を得た契約の金額を1件2,500万円以下の範囲内で変更すること。
香川県	1 緊急を要する純県費負担1件50万円以下の歳入歳出予算の補正をすること。 5 議会の議決を経た契約又は財産の取得若しくは処分に関し、その金額又は面積の10分の1以内の変更(金額にあっては、その変更に係る金額が3,000万円以下である場合に限る。)をすること。
高知県	1 財源を全額国庫支出金とする歳入歳出予算の追加又は更生 2 急施を要する1件県費30万円以下の歳入歳出予算の追加又は更生
愛媛県	1 県費10万円未満の歳入歳出予算にして緊急を要するもの

上記まとめ: ①予算議案専決の主なもの
全額国費等特定財源・軽易なもの・緊急のもの、県費100・50・30・10万円未満

②契約議案専決の主なもの
議決済みの請負契約の変更契約1割が6県、5%が2県、
変更上限の6,000万が1県、5,000万が4県、3,000万が3県、2,500万が5県、1,000万が1県
東日本大震災に係る変更契約を2割とするが2県(宮城県議会、福島県議会)

大規模災害に対する他県議会の対応事例

県	兵庫県	愛知県	宮城県	福島県	熊本県	三重県
災害名	阪神淡路大震災	東海豪雨	東日本大震災	東日本大震災	熊本地震	台風12号
発生日	H7. 1. 17(火)	H12. 9. 11(月)	H23. 3. 11(金)	H23. 3. 11(金)	前震:H28. 4. 14(木) 本震:H28. 4. 16(土)	H23. 9. 2(金)
当日～3日目	各会派代表者会議 (翌日) ・被災状況の把握 ・災害対策特別委員会の設置決定 ・各会派から知事への申し入れ	議会議事運営委員会の把握(執行部から) ・被災状況の把握	本会議(発災20分後) ・会議を開催できる時まで会期延長	代表者会議(3.13) 本会議(3.14) ・県議会災害対策本部設置 第1回本部員会議(同日) ・今後の活動計画について協議	県議会災害対策協議会(4.15) 臨時会(4.19) ・専決事項の承認	
4日目～1週間後			本会議(3.15) ・大震災対策調査特別委員会の設置 ・決議案の可決 国に対する緊急要請(3県議会議長合同)(3.17) 知事に対する緊急要望(同日)	国に対する緊急要請(3県議会議長合同)(3.17)		県土整備企業常任委員会による現地調査(9.7)
1週間～2週間後	全常任委員会(1.25) 議事運営委員会(1.25) ・臨時会の招集 災害対策特別委員会(1.25) 臨時会(1.29) ・災害知事報告 ・災害対策特別委設置	本会議(9.19) ・復興の決意表明 団長会議(9.22)	教育委員会に対する人事異動凍結の申し入れ(3.25)	第2回本部員会議(3.25) ・震災関連の補正予算専決処分について協議 ・国に対する緊急要請の実施	政府等への緊急要望活動(4.25)	知事への申し入れ(9.12) 全員協議会(9.14)
2週間～1か月後	本会議(9.27) ・災害関連議案の可決 県議会災害調査団の派遣(3班38名)(9.28)	特別委員会(3.29) ・被災状況、対策の聞き取り 政府調査団の派遣要請(4.1)	特別委員会(3.29) ・被災状況、対策の聞き取り 政府調査団の派遣要請(4.1)	国・知事に対し地震及び原子力事故に関する緊急要請(3.27、3.31) 第3回本部員会議(4.1) 被災地調査(4.6)	臨時会(5.13) ・災害対応補正予算について審議	本会議(9.27) ・意見書案の可決
1か月以降	本会議(2.28) ・当初予算ほか	特別委員会(4.11) ・復興基本方針の調査 特別委員会による現地調査(4.14～) ・5日間、延べ112名	特別委員会(4.11) ・復興基本方針の調査 特別委員会による現地調査(4.14～) ・5日間、延べ112名	第4回本部員会議(4.21) ・今後の災害復旧に向けた県議会のあり方を協議 災害対策本部会議(4.27) 5月臨時会(5.26) ・東日本大震災復旧復興対策特別委員会を設置	災害対策協議会現地調査(5.25)	本会議(10.24) (休会予定日に開催) ・災害関連予算の可決